

平成29年度集合住宅等における既存資源活用型
の介護機能構築に向けた調査研究事業委託業務

企画提案募集要領

(募集事項)

第1条 事業の募集については以下の各号のとおりとする。

- (1) 委託業務名
集合住宅等における既存資源活用型の介護機能構築に向けた調査研究事業委託業務
- (2) 事業の目的
高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らすための態勢の構築に向けて、高齢化が進行している集合住宅等における介護機能構築ニーズ等の調査を行うとともに、既存資源を活用した介護機能構築手法を検討・試行実践調査を行い、介護機能構築手法の提案を行うことを目的とする。
- (3) 業務内容
平成29年度集合住宅等における既存資源活用型の介護機能構築に向けた調査研究事業委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。
- (4) 予定価格
金10,054,800円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 契約期間
契約締結日から平成30年3月30日まで
- (6) その他
業務実施上の条件及び成果品は、仕様書のとおりとする。
なお、委託業務の実施に関して、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と契約予定者で協議の上、決定する。また、実際の業務内容や進め方については、逐次県と協議して決定する。

(応募資格)

第2条 企画提案事業に応募できる者の資格は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成9年宮城県告示第1275号)第4条第2項の規程に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者でないこと。
- (3) この事業の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(平成9年11月1日施行)に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 過去に国、都道府県、市町村等から介護政策関係又は住宅政策の調査業務や研究等の受託実績がある者。

(企画提案書等の提出)

第3条 企画提案書等の提出については、以下の各号のとおりとする。

- (1) 提出書類

イ 企画提案提出書(様式第2号)	1部
ロ 企画提案書	7部
ハ 応募条件に関する宣誓書(様式第3号)	1部
ニ 概算見積書(項目別積算内訳の概要を示すこと)	1部
ホ 同種・類似業務の受託実績(任意様式)	1部
- (2) 提出期限

平成29年7月3日（月）午後3時（必着）

- (3) 提出方法
持参又は郵送（簡易書留又は配達証明付き一般書留に限る。）
- (4) 提出先
宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
宮城県保健福祉部長寿社会政策課在宅・施設支援班（宮城県行政庁舎7階北側）
- (5) 規格
 - イ 企画提案書は、任意様式でA4サイズ横書き、20ページ以内（添付書類は含まない。）とし、簡潔でわかりやすい内容とすること。
 - ロ 企画提案書には、表紙を付け、法人等名、担当者の氏名及び連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載すること。また、ページ番号を付し、表紙の後に目次を入れること。
 - ハ 添付書類は必要最低限とし、企画提案書との関連をわかりやすく表示すること。
 - ニ カラー印刷も可とする。
 - ホ 提出後の変更
提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。
 - ヘ 無効の取扱い
次のいずれかに該当する場合は、応募者を無効とする。
 - (イ) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合。
 - (ロ) 本実施要領等に従っていない場合。
 - (ハ) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。
 - (ニ) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ又は不正の利用を得るために連合した応募者が提出した場合。
 - (ホ) 民法（明治29年法律第89号）第90号（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案である場合。
- (6) その他
 - イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
 - ロ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
 - ハ 企画提案書の再提出は認めない。
 - ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

（企画提案書の記載事項）

第4条 企画提案書等作成に当たっては、仕様書の記載事項を十分に踏まえた上で、必ず次の事項を記載すること。

- (1) 調査研究内容（調査手法）
 - イ 既存資源調査
 - (イ) 宮城県内のマンション数の調査
 - (ロ) マンション（2カ所程度）、公営住宅（1カ所程度）、災害公営住宅（1カ所程度）のモデルケースを選定し、既存資源（建物、共有スペース、管理組合・自治会等による活動）の調査
 - (ハ) モデルケースごとの、住民に対する介護ニーズ等のアンケート調査
 - (ニ) モデルケースごとの、周辺地域における医療・介護資源の調査
 - ロ 先進参考事例調査
集合住宅等を対象として介護サービス等を集中的に提供している、介護機能構築手法検討に資する（効率的な介護サービスの提供、ICT・介護ロボットの活用等）海外を含む宮城県外の先進参考事例2カ所程度の調査
 - ハ 介護機能構築手法の検討
モデルケースごとに、介護予防から要介護5までの各段階に対応したサービスの提供方法を検討する。
なお、検討に当たっては、介護機能を構築する際にネックとなる法律や施設基準についても併せて検討すること。
 - ニ 試行実践調査
選定したモデルケースのうち、1カ所程度について試行実践調査を行い、課題を検証する。
 - ホ 介護機能構築手法提案
既存の建物で行えること、共有スペース等を改修することにより行えること、規制緩和をすることにより行えることなど、段階に応じた内容とすること
- (2) 業務の実施体制

本業務を実施するにあたっての体制の詳細を記載すること。また、業務の責任者を明記するとともに、その者の職・氏名及びこれまでの主な実績を示すこと。

- (3) 業務の実施スケジュール
契約締結から成果の提出までの実施スケジュールの詳細を記載すること。
- (4) 概算見積書
業務に必要な経費について、提案内容に基づき積算すること。積算に当たっては、提案項目毎の直接経費、提案項目に共通して生じる経費及び消費税等を記載すること。
- (5) 同種・類似業務の受託実績
官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
過去2年以内に国や自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
- (6) その他
 - イ 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とし、提出された企画書は返却しない。
 - ロ 企画書の著作権は、当該企画書提出者に帰属する。
 - ハ 採用された企画書については、内容の一部変更を求める場合がある。

(企画提案書作成等に関する質問の受付)

第5条 企画提案書作成等に関する質問については、以下の各号のとおりとする。

- (1) 受付期限
平成29年6月19日(月)午後3時(必着)
- (2) 提出方法
 - イ 指定様式(様式第1号)を用いて電子メールにより提出すること。
 - ロ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。
choujut2@pref.miyagi.lg.jp
(宮城県保健福祉部長寿社会政策課在宅・施設支援班 宛て)
 - ハ 電話及び訪問による質問は受け付けない。
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、当課ホームページに掲載する。
ただし、参加資格に関することや、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問内容によっては回答しないこともある。

(契約相手方の決定)

第6条 県が設置する選定委員会において、第2項の審査項目に基づき、提出書類により審査し、各委員の評価点の平均が満点の6割以上の事業提案者の中から、最も優れていると判断される事業提案者1者を受託候補者として選定する。

2 評価基準は以下のとおりとする。

- (1) 調査研究内容(配点100点)
 - イ 既存資源調査の手法等は仕様書の内容を踏まえた適切なものか(20点)
 - ロ 先進参考事例調査の手法等は仕様書の内容を踏まえた適切なものか(10点)
 - ハ 介護機能構築手法の検討は、介護度等の段階に応じたものであり、介護保険サービスの他、介護保険外サービスや地域の医療・介護資源との連携等も踏まえた内容となっているか。また、必要な規制緩和の検討も含めた内容が提案されているか(30点)
 - ニ 試行実践調査の内容は、既存資源の有効活用が図られる内容か(10点)
 - ホ 介護機能構築手法の提案方法は、介護機能構築手法の検討や試行実践調査の内容を踏まえた適正なものであるか(30点)
- (2) 実施体制、スケジュール(配点10点)
業務を遂行するために十分な実施体制がとられており、かつ仕様に掲げる目的を達成できるスケジュールとなっているか。
- (3) 見積(配点10点)
積算内訳及び根拠が明確に示され、仕様に掲げた業務が全て計上されているか。

(提案者がない場合)

第7条 提案者がない場合には、選定委員会に諮った上で、再度募集を行うことができるものとする。

(選定結果の通知及び公表)

第8条 審査終了後、速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

2 審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、審査結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

(事業の予定)

第9条 募集開始から契約締結、業務着手から完了に至るまでの予定は下表のとおりとする。

年月日	内容
平成29年6月12日(月)	事業公告
平成29年6月19日(月)	質問受付期限
平成29年6月22日(木)	質問への回答期限
平成29年7月3日(月)	企画提案書の提出締切日
平成29年7月7日(金)	企画提案書の審査(書面による選考)
平成29年7月上旬(予定)	選定業者の発表
平成29年7月下旬(予定)	業務委託契約の締結
平成29年8月上旬～	業務着手
平成30年3月30日	委託契約終了, 成果品提出